

「第七次やまぐち高齢者プラン（素案）」の概要

策定に当たって

1 計画策定の趣旨

現行の「第六次やまぐち高齢者プラン」（H30～R2）を見直し、「第七次やまぐち高齢者プラン」を策定

2 計画の位置づけ

県の高齢者施策を総合的に、計画的に推進するための基本方針「老人福祉計画」（老人福祉法）と「介護保険事業支援計画」（介護保険法）を一体のものとして策定

3 県計画と市町計画及び医療計画

県計画は市町計画を基に介護サービス見込量を設定するとともに、広域的な観点から、取り組むべき施策を定める
介護サービス見込量と在宅医療等の整備目標について整合性を確保

4 圏域の設定

保健・医療・福祉の連携を図る観点から、「保健医療計画」に定める保健医療圏と同一に設定

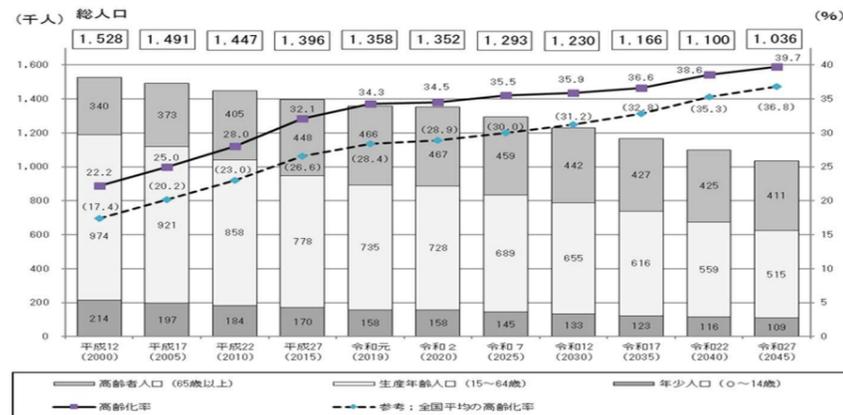
5 計画の期間

令和3年度～5年度までの3年間

第1章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

1 高齢化の進行

全国第3位の高齢化率であり、全国に先行して高齢化が進行



2 高齢者の状況

- 団塊の世代の高齢化
- 要支援・要介護認定者の増加
- 高齢単身世帯等の増加
- 認知症高齢者の増加 など

3 介護人材の需給推計

本県で将来必要となる介護人材の需要数・供給数を推計

第2章 計画の基本目標

1 基本目標

『だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり』

2 計画推進の基本的方向

『地域包括ケアシステムの深化・推進と高齢者が活躍する地域社会の実現』

第3章 施策の具体的な展開

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

第1 地域包括ケアシステムの基盤強化

高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の基盤を強化
→ 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進 など

第2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに高齢期になっても元気で生きがいのある生活が送れるよう介護予防・重度化防止を推進
→ 自立した日常生活・在宅生活への支援、健康づくりと介護予防・重度化防止の推進、地域における支援の充実

第3 介護サービスの充実

高齢者一人ひとりの介護ニーズに応じた介護サービスが提供されるよう、サービス提供体制を整備するとともに、利用者主体の体制づくりや介護サービスの質の向上に向けた取組を推進
→ 介護サービスの見込量と提供体制の整備、介護サービスの円滑な提供

※現時点で中間的に取りまとめたもの。今後、市町等とさらに協議・調整の上、最終的な取りまとめを行う。

《主な居宅サービス》

・今後も利用者が増加することが見込まれる。(単位:利用回数/月)

区分	令和2年度	令和5年度	伸び率
訪問介護	220,332	230,000～240,000	4.4～8.9%
通所介護	209,154	220,000～230,000	5.2～10.0%

(注)「通所介護」には、地域密着型通所介護(定員18人以下)を含む。

《主な地域密着型サービス》

・今後も利用者が増加することが見込まれる。(単位:利用人数/月)

区分	令和2年度	令和5年度	伸び率
認知症対応型共同生活介護	2,685	2,800～2,900	4.3～8.0%
小規模多機能型居宅介護	1,397	1,600～1,700	14.5～21.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,230	1,400～1,500	13.8～22.0%

《施設サービス》

・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、利用者が増加することが見込まれる。
・介護療養型医療施設については、令和5年度末をもって廃止される予定であることから、減少が見込まれる。(単位:利用人数/月)

区分	令和2年度	令和5年度	伸び率
介護老人福祉施設	6,505	6,600～6,700	1.5～3.0%
介護老人保健施設	4,811	4,800～4,900	0～1.8%
介護医療院	1,589	1,900～2,000	19.6～25.9
介護療養型医療施設	351	200～300	▲43.0～▲14.5%

(注)「介護老人福祉施設」には、利用定員29人以下の小規模なもの(地域密着型)を含む。

第4 介護保険制度運営の適正化

介護保険制度が円滑かつ安定的に運営されるために介護給付適正化の取組を推進するとともに、保険者や事業者等への支援を行い、持続可能な介護保険制度の構築を推進
→ 安定的な制度運営のための体制づくり

第5 在宅医療・介護連携の推進

高齢者の希望やニーズに応じて、医療機関や施設から在宅生活への移行、在宅生活の継続ができるよう、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制整備を推進
→ 在宅医療・介護に関する理解促進、在宅医療・介護提供体制の充実、関係者が連携した総合的な在宅医療・介護サービスの提供

第6 認知症施策の推進

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進
→ 認知症に関する理解促進と本人発信支援、認知症の予防及び容態に応じた施策の推進、若年性認知症の人に対する支援、認知症の人や家族が希望をもって暮らせる地域づくり

第7 人材の確保と資質の向上及び業務の効率化と質の向上

中長期的な視点に立って、質の高い人材を安定的に養成・確保、資質の向上や働きやすい環境づくりに取り組むとともに業務の効率化及び質の向上を促進
→ 福祉・介護人材の養成と確保、福祉・介護人材の資質の向上、労働環境・処遇の改善、業務の効率化と質の向上

II 高齢者が活躍する地域社会の実現

第1 社会参画の推進

高齢者が、その豊かな知識や経験、技能等を活かし、地域を支える担い手として積極的に社会に参画するよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進
→ 高齢者の活力発揮による多様な社会参画の促進

第2 就労に向けた支援

多様なニーズに対応した働きやすい環境づくり、就業機会の確保及び就業支援を推進
→ 働く環境づくりと就業機会の確保・就業支援

第4章 計画の推進・点検体制

山口県高齢者保健福祉推進会議等で計画の進捗状況を調査、分析、評価するなど、進行管理を実施し、結果を公表

《数値目標の設定》

計画に基づく施策の着実な進行を図るため、数値目標を設定